

公 告

令和7年度大峠トンネル防災設備点検業務委託に係る入札を実施するにあたり、一般競争入札最低価格落札方式による事業者選定を行うため、別途入札説明書及び仕様書等のとおり参加事業者を募集する旨公告します。

令和7年9月22日

桜井市長 松井 正 剛

1. 業務名

令和7年度大峠トンネル防災設備点検業務委託

2. 業務内容

別紙定める仕様書のとおりとする

3. 業務実施期間

契約締結日から令和8年3月31日

4. 参加に関する事項

参加資格

次に掲げる要件を満たす事業者であること。

- (1) 奈良県知事又は桜井市長から業務等に関し指名停止を受けている者ではないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (3) 経営不振の状態（会社更生法【平成14年法律第154号】第17条第1項の規定により、更生手続き開始の申し立てをしたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定に基づき、再生手続き開始の申し立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等をいう。）にないこと。ただし、同法に基づく再生手続き開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続き開始の申し立てをしなかった者又は申し立てがされなかったものとみなす。
- (4) 国税又は桜井市税に滞納がないこと。
- (5) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (6) 桜井市暴力団排除条例（平成23年条例第21条）第2条第1号若しくは第2号に該当する者又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (7) 奈良県内に本店、もしくは支店がある事業者であること。
- (8) 次の①～③に掲げる書類を令和7年10月10日（金）午後5時（必着、郵送可）の「10.事務局」に示す提出場所に提出した者。

① 参加表明書（様式1）

② 実施体制届（様式2）

5. 契約の締結及び契約書作成の要否

- (1) 契約書は桜井市と内容協議のうえ、落札者が作成する。
- (2) 落札事業者は、桜井市契約規則第 23 条第 1 項の規定に基づき、事業者決定の日から 5 日以内（特別の理由により必要のあると認めるときは指定する日まで）に契約を締結するものとします。

6. 入札の場所及び日時

〒633-8585

奈良県桜井市大字栗殿 432 番地の 1 本庁舎 3 階 入札室

令和 7 年 10 月 22 日（水）午前 10 時

7. 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金
免除します。
- (2) 契約保証金
契約の相手方は、契約金額の 100 分の 10 に相当する額以上の契約保証金を納付するものとします。ただし、桜井市の契約規則の契約保証金免除項目に該当する場合は免除される場合があります。

8. 入札の無効

次に掲げる(1)～(10)までのいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) この公告及び入札説明書に示した競争入札参加資格のない者の入札
- (2) 指定の期日までに必要書類の提出がなかった者の入札
- (3) 指定の入札日時までに到達しなかった者の入札
- (4) 入札書記載の金額を加除訂正した入札
- (5) 伝送をもって送付してきた入札
- (6) 入札書に記名押印を欠く入札
- (7) 入札書の重要な文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札
- (8) 同一入札者がなした同一事項についての 2 以上の入札
- (9) 入札に際して公正な入札の執行を妨害する行為があったと認められる入札
- (10) その他、入札に関する条件に違反した入札

9. 落札者の決定方法

- (1) 開札は、入札に参加する者又はその代理人が出席して行うものとします。
- (2) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、予定価格の制限に達した価格の入札が無い場合や、入札書に記載の内訳が入札説明書「第 1 事業の入札上限金額」を超える場合は、直ちに再度入札（2 回実施、計 3 回）を実施します。なお、再度入札を辞退する場合は、再度入札辞退届（様式 E）を提出してください。
- (3) 落札者となるべき同金額の入札者が 2 以上ある場合は、直ちに「くじ」で落札者を決定します。
- (4) 落札者となるべき者が、他の入札書に記載された価格よりも異常に低い価格をもって入札したときは、当該入札者が参加の条件を満たし、かつ、契約の条件を確実に履行することができるかを照会するために、当該落札者の決定を留保する場合があります。

- (5) 再度（２回目の）入札によっても予定価格の制限に達した価格の入札が無い場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づく手続きに準じて、最低の価格をもって有効な入札を行った者を相手として、随意契約を締結するための協議を行うことがありますので、その際には見積書を提出してください。
- (6) 落札者は、入札終了後速やかに見積積算内訳書を提出してください。

10. 事務局

〒633-8585

奈良県桜井市大字栗殿 432 番地の 1

桜井市役所 本庁舎 2 階

桜井市 土木課 管理係

TEL:0744-42-9111（内線 3121, 3122）